

規則改正の内容（新旧対照表）

横浜市地域療育センター条例施行規則 ※改正部分のみ記載

改 正 後	改 正 前																							
<p><u>（定員）</u>                      第2条 地域療育センター（以下「センター」という。）における児童発達支援センターにおいて行う児童発達支援の定員は、センターごとに90人以内において市長が定める人数とする。</p>	<p><u>（定員）</u>                      第2条 地域療育センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">施設種別</th> <th style="width: 33%;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市東部地域療育センター</td> <td>児童発達支援センター</td> <td>児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人</td> </tr> <tr> <td>横浜市中部地域療育センター</td> <td>児童発達支援センター</td> <td>児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人</td> </tr> <tr> <td>横浜市西部地域療育センター</td> <td>児童発達支援センター</td> <td>児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人</td> </tr> <tr> <td>横浜市南部地域療育センター</td> <td>児童発達支援センター</td> <td>児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人</td> </tr> <tr> <td>横浜市北部地域療育センター</td> <td>児童発達支援センター</td> <td>児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人</td> </tr> <tr> <td>横浜市戸塚地域療育センター</td> <td>児童発達支援センター</td> <td>児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人</td> </tr> </tbody> </table>			名称	施設種別	定員	横浜市東部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市中部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市西部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市南部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市北部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市戸塚地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人
名称	施設種別	定員																						
横浜市東部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人																						
横浜市中部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人																						
横浜市西部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人																						
横浜市南部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人																						
横浜市北部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人																						
横浜市戸塚地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人																						

改 正 後	改 正 前												
<p>(定員等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号から第3号までに規定する施設の定員及び同項第5号に規定する診療所の病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設種別</th> <th style="text-align: center;">定員及び病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">児童発達支援センター</td> <td>児童発達支援 <u>100人以内</u>において市長が定める人数</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">( 省 略 )</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	定員及び病床数	児童発達支援センター	児童発達支援 <u>100人以内</u> において市長が定める人数	( 省 略 )		<p>(定員等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号から第3号までに規定する施設の定員及び同項第5号に規定する診療所の病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設種別</th> <th style="text-align: center;">定員及び病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">児童発達支援センター</td> <td>児童発達支援（難聴児及び重症心身障害児以外の障害児が利用する場合に限る。）<u>30人</u> 児童発達支援（難聴児が利用する場合に限る。）<u>30人</u> 医療型児童発達支援 <u>40人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">( 省 略 )</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	定員及び病床数	児童発達支援センター	児童発達支援（難聴児及び重症心身障害児以外の障害児が利用する場合に限る。） <u>30人</u> 児童発達支援（難聴児が利用する場合に限る。） <u>30人</u> 医療型児童発達支援 <u>40人</u>	( 省 略 )	
施設種別	定員及び病床数												
児童発達支援センター	児童発達支援 <u>100人以内</u> において市長が定める人数												
( 省 略 )													
施設種別	定員及び病床数												
児童発達支援センター	児童発達支援（難聴児及び重症心身障害児以外の障害児が利用する場合に限る。） <u>30人</u> 児童発達支援（難聴児が利用する場合に限る。） <u>30人</u> 医療型児童発達支援 <u>40人</u>												
( 省 略 )													